

特定求職者雇用開発助成金

平成 27 年 3 月 20 日改正

就職が困難な者をハローワーク等の紹介により雇用する場合、受給できます。

<チェック項目>

- ☑ 雇用保険に加入している事業所
- ☑ 60歳以上の高齢者・母子家庭の母・児童手当を受給している
父子家庭の父・障害者等をハローワーク等の紹介により採用する事業所
- ☑ 採用日前後6ヶ月間に、会社都合により離職させていない事業所

助成額

<平成27年5月1日以降に採用した労働者の場合>

※金額は6カ月間在籍時

※()は大企業の助成額

労働者 労働時間	・60歳以上の者 ・母子家庭の母 ・父子家庭の父	・45歳未満の 身体・知的障害者	・重度身体・知的障害者 ・45歳以上の 身体・知的障害者 ・精神障害者
週 20 時間以上 30 時間未満	20万円×2回 (15万円×2回)	20万円×4回 (15万円×2回)	20万円×4回 (15万円×2回)
週 30 時間以上	30万円×2回 (25万円×2回)	30万円×4回 (25万円×2回)	40万円×6回 (34万円×1回 33万円×2回)

今や貴重な雇入れに関する助成金。
まだまだ利用価値はあります！！



★ 詳細は担当までお尋ね下さい ★

© 2009-2015 日本社会保険労務士法人 All Rights Reserved